

区 分		高齢福祉	災害対策					環 境			
助成種別名称		【受付終了】 バリアフリー化改修工事	木造住宅耐震改修工事	木造住宅簡易耐震改修工事	耐震シェルター・ 防災ベッド設置	【受付終了】 台風対策改修工事	【受付終了】 分譲マンション 止水板設置工事	【受付終了】 省エネルギー化改修工事	【受付終了】 長寿命化改修工事	【受付終了】 ワークスペース設置・ 子育て環境整備改修工事	【受付終了】 分譲マンション共用部分 LED化改修工事
対象住宅		以下のいずれか ・一戸建住宅（居住の用に 供する部分の床面積が 延べ面積の1/2以上） ・長屋 ・共同住宅	市の補助を受けた耐震診断（過去に一般社団法人東京 都建築士事務所協会八王子支部に所属する建築士が実 施した耐震診断を含む。）の結果、耐震強度1.0未満で あった一戸建住宅（居住の用に供する部分の床面積が 延べ面積の1/2以上）で、次の①②のいずれかに当て はまるもの ①昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられた木造 在来工法のもの ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間の 耐震基準で建てられた、平屋建て又は2階建ての木造在 来工法のもの		以下のいずれか ・市の木造住宅耐震化促進アドバ イザー派遣により補助対象住宅と認め られた一戸建住宅（居住の用に供す る部分の床面積が延べ面積の1/2以 上） ・昭和56年5月31日以前の耐震基 準で建てられた木造在来工法の長屋 または共同住宅（昭和56年6月1日 以降に増改築したものは、耐震診断 の結果、耐震強度1.0未満であった もの） ・昭和56年6月1日から平成12年 5月31日までの間の耐震基準で建 てられた、平屋建て又は2階建ての 長屋または共同住宅（平成12年6 月1日以降に増改築したものは、耐 震診断の結果、耐震強度1.0未満で あったもの）	一戸建住宅（居住の用に 供する部分の床面積が延 べ面積の1/2以上）	分譲マンションで、東京 におけるマンションの適 正な管理の促進に関する 条例第15条に基づく管理 状況の届出をしているも の	以下のいずれか ・昭和56年6月1日以降 の耐震基準で建てられた 一戸建住宅（居住の用に 供する部分の床面積が延 べ面積の1/2以上） ・長屋 ・共同住宅	昭和56年6月1日以降の 耐震基準で建てられた一 戸建住宅（居住の用に供 する部分の床面積が延べ 面積の1/2以上） ・長屋 ・共同住宅	以下のいずれか ・昭和56年6月1日以降 の耐震基準で建てられた 一戸建住宅（居住の用に 供する部分の床面積が延 べ面積の1/2以上） ・長屋 ・共同住宅	以下のすべてを満たすもの ・分譲マンションで、東京 におけるマンションの 適正な管理の促進に関す る条例第15条に基づく管理 状況の届出をしているもの ・マンションの管理の適 正化の推進に関する法律 第5条の4に基づく認定を 受けているもの
対象 工事	対象内容	・高齢者になっても安全 に支障なく自立した生活 が営めるようにするため の改修工事（介護保険法 などの他の制度で補助金 の対象とならない部分） ・対象工事費が5万円以上 のもの	東京都建築士事務所協会八 王子支部の審査を受けた結果、 耐震強度が1.0以上となる 内容であると評価された 耐震補強設計書に基づいて 行う改修工事 ※補強設計にかかる費用は 自己負担	・「誰でもできるわが家の 耐震診断」等に基づく 耐震性能を高める簡易な 改修工事 ・対象工事費が50万円以上 のもの	一階に、耐震シェルター、防災ベ ッドを設置するもの	・台風などの強風による 住宅の破損を防止する改 修工事 ・対象工事費が25万円以上 のもの	・地下階、機械室等の浸 水を防ぐための止水板の 設置工事（簡易的な製品 は除く） ・対象工事費が50万円以上 のもの	・省エネルギー化を図る ための改修工事 ・対象工事費が10万円以上 のもの	・長寿命化を図るための 改修工事 ・対象工事費が10万円以上 のもの	・在宅勤務または子育て を可能とするための自宅 の改修工事 ・対象工事費が20万円以上 のもの	・マンション建物内の共用 部分の照明をLED化する ことにより省エネルギー 化を図る改修工事 ・対象工事費が10万円以上 のもの
	工事例	・出入り口又は廊下の拡 幅 ・手すりの取り付け ・床の段差の解消 ・和式便所の洋式化	耐震補強設計書に基づく 耐震改修工事	・柱、梁、壁の補強 ・基礎の補強 ・屋根葺き材を重量から 軽量へ葺き替え	・耐震シェルターの設置 ・防災ベッドの設置 ・防災ベッド枠の設置	・屋根瓦の緊結、葺き替 え ・窓へのシャッター、雨 戸の設置や交換	出入口等への止水板設置	・窓、床、天井、外壁、 屋根の断熱改修（遮熱は 除く） ・保温性の高い浴室に改 修	・屋根、外壁の塗装 ・屋根の葺き替え ・床（床を構成する全ての 材）	・間取り変更 ・室内の造作工事 ・台所の対面化や大型化 （子育て環境整備のみ）	・廊下、階段等、建物内 共用部分の照明のLED化
	複数種別の併用	—	以下のものと併用可 ・バリアフリー化改修工事 ・台風対策改修工事 ・省エネルギー化改修工事 ・長寿命化改修工事 ・ワークスペース設置・子 育て環境整備改修工事	—	—	—	—	—	—	—	—
対象者	対 象	補助対象住宅の居住（予定）者	補助対象住宅の居住（予定）者兼所有者		補助対象住宅の居住（予定）者	補助対象住宅の居住（予定）者兼所有者	分譲マンションの管理組合	補助対象住宅の居住（予定）者兼所有者			分譲マンションの管理組合
	世帯制限	65歳以上の方のいる世帯	—		65歳以上、または障害者等の方の いる世帯	—	—	—	—	子育て環境整備改修工事 の場合は、18歳未満の方 のいる世帯	—
	借 家	可(建物所有者の承諾がある 場合)	—		可(建物所有者の承諾がある場合)	—	—	—	—	—	—
	納 税	所有者（共有者を含む） 及び居住者を含む世帯員 全員の市税の納税状況 が、納期の過ぎた市税を 完納しているか、非課税 であること	所有者（共有者を含む）及び居住者を含む世帯員全員の市税の納税状況が、納期の過ぎた市税を完納しているか、非課税であること			所有者（共有者を含む） 及び居住者を含む世帯員 全員の市税の納税状況 が、納期の過ぎた市税を 完納しているか、非課税 であること	管理組合及びその代表者 （世帯員全員及び共有の 場合は、共有者全員）の 市税等の納付状況が既に 納期の経過した市税等を 完納しているか、市税等 が非課税であること	所有者（共有者を含む）及び居住者を含む世帯員全員の市税の納税状況が、納期の過ぎた市税を完納しているか、非課税であること			管理組合及びその代表者 （世帯員全員及び共有の 場合は、共有者全員）の 市税等の納付状況が既に 納期の経過した市税等を 完納しているか、市税等 が非課税であること
補助 金	補助額	対象工事費の20%以内	対象工事費の2/3以内	対象工事費の50%以内	対象工事費の50%以内	対象工事費の20%以内	対象工事費の50%以内	対象工事費の20%以内			対象工事費の50%以内
	上限額	上限額20万円 ＊上限額内であれば、年度 内で複数回の申請が可	上限額100万円	上限額25万円	上限額20万円	上限額10万円	上限額50万円	上限額15万円	上限額5万円	上限額10万円	上限額50万円
施工者		指定団体から推薦された 市内の登録施工業者	指定団体から推薦された市内の登録施工業者		・指定団体から推薦された市内の登録 施工業者 ・東京都の安価で信頼できる木造住宅 の「耐震改修工法・装置」の事例 紹介に掲載されている業者	指定団体から推薦された 市内の登録施工業者	—	指定団体から推薦された市内の登録施工業者			—
固定資産税・ 所得税の優遇		有（条件あり）	有（条件あり）	なし	なし	なし	なし	有（条件あり）	なし	子育て対応改修のみ 有（条件あり）	なし

※申請受付：12月末日まで（ただし予算上限に達し次第、申請受付を終了します。） 工事完了：2月末まで

※居住予定者については、工事完了時には補助対象住宅に居住し、かつ住民登録していること

※国等の補助金との併用の可否については、その補助金の交付要綱等の規定に従うものとする